

名古屋大学博物館報告
(Bulletin of The Nagoya University Museum)
の編集規約及び投稿規定

〔編集規約〕

1. 発行目的

本誌は基礎科学（人文科学，社会科学，自然科学）に関する研究成果の公表や博物館資料の解説，及び名古屋大学博物館の活動を報告するために発行する。

2. 編集委員会

編集委員会は，博物館教員，及び博物館運営委員会が指名した者から構成される。

3. 編集方針

投稿原稿のうち，原著論文は公平かつ適切な査読を行い，資料報告や活動報告は体裁のチェックを行った後，編集委員会によって，その採否が決定される。既に他誌に発表されたか，あるいは他誌に投稿中の論文と同じとみなされる内容の原稿の投稿は認めない。冊子への掲載の順序は編集委員会の決定に全て一任されるものとする。

4. 投稿有資格者

本誌に投稿できる者は，①名古屋大学に籍を有する者，及び過去に籍を有していた者，②編集委員会が事前に承認した者，の二者とする。②について，①に該当しない者で本誌に投稿を予定している者は，事前に編集事務局に連絡し，投稿を予定している内容を伝えること。②の投稿資格の可否は，編集委員会で審議ののち決定する。投稿された原稿の内容に関して，筆頭著者及び全ての共著者が責任を負うものとする。

5. 投稿

原稿及び所定の別紙様式の投稿整理カードのデータを，『名古屋大学博物館報告』編集事務局宛てに電子メールで送付する。メールアドレスは下記の通り。

〔原稿送付先〕 bulnum(at)num.nagoya-u.ac.jp （ただし，「(at)」は「@」に変換すること）

一通のメールのサイズは 5 MB までとする。投稿原稿のファイルサイズが大きい場合は，複数のメールで分割投稿するか，ファイル転送サービス，あるいは CD-R や USB メモリなどの電子媒体による郵送（下記送付先）等で行う。

〔原稿送付先〕 〒464-8601 名古屋市千種区不老町
名古屋大学博物館
『名古屋大学博物館報告』編集事務局

6. 発行時期

発行は年 1 回，毎年 2 月末日を発行予定日とする。

7. 投稿締め切り

投稿は随時受け付ける。

8. 投稿原稿の受付

投稿原稿が本誌発行目的に明らかに反している場合や、体裁や内容に著しい不備がある場合は、編集委員会により受領却下（エディターリジェクト）を行う。

9. 投稿原稿の受理

投稿原稿は、原著論文については査読及び体裁のチェックを、資料報告や活動報告については誤植や体裁のチェックを実施した後、編集委員がその掲載の可否を決定する。原著論文の査読結果は以下のように分類するものとする。

- ・受理（accept）：原稿がそのままの状態、あるいはごく軽微な修正で掲載できるもの。
- ・軽微な変更条件付きでの再投稿（minor revision）：原稿の一部に修正を加えることが望ましい事項や、細かな修正点があるもの。
- ・大幅な変更条件付きでの再投稿（major revision）：原稿に大幅な修正を加えることが望ましい事項や論理的に不十分な点、その他多くの修正点があるもの。
- ・却下（reject）：内容に大きな論理的誤りがあるものや、本誌の発行目的を逸脱すると考えられるもの。

10. 修正原稿の再投稿

査読結果は、査読者のコメントと編集事務局のコメントとともに、編集事務局から著者に通知される。著者が原稿を本誌に再投稿する場合は、各コメントに対してどのように対応したかを明記した文章を、再投稿原稿とは別に添付すること。

11. 校正

受理された原稿は、編集事務局で体裁を整え、印刷所で組版を行う。組版後の原稿の校正は誤植の訂正に限る。初校及び再校は著者が行う。

12. 出版

受理原稿は、校正後に随時、当館 HP (<http://www.num.nagoya-u.ac.jp/outline/report.html>) に early view 原稿として電子ファイルにて無料公開する。これらの掲載原稿は年度末に、DOI 及びページ番号を付与し、新たな号にまとめ、当館 HP 上で無料公開及び紙媒体で出版する。

13. 別刷り

希望者は著者負担で別刷りを作ることができる。

14. 著作権

本誌に掲載された著作物の著作権は名古屋大学博物館に属するものとする。

15. 著作物の転載

著作の全部ないし一部を著者自身が他に利用する場合は、その出典を明示すること。第三者が転載利用を希望する場合は編集事務局に申し出ること。その上で、編集委員会と著者の協議により可否を決定する。

標本資料や展示風景が載っている著作の全部ないし一部の転載については、転載者の責任の下でその所有者ないし所有機関の規定に従うこと。本館の標本や展示風景の転載については、「名古屋大学博物館 館内利用要領」に従うこと（問い合わせ先は編集事務局）。